

公立大学法人青森県立保健大学中期目標及び中期計画（第三期）の変更について

1 中期目標について

県は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第25条及び第78条に基づき、公立大学法人青森県立保健大学（以下「大学」という。）の設立団体として、6年間の期間において大学が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、大学に指示することとなっている。

2 中期目標の変更について

県が中期目標を変更するときには、法第25条及び第78条に基づき、中期目標を定めるときと同様に、あらかじめ、青森県地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）の意見を聴くとともに、県議会の議決を経る必要がある。

県では、現在の中期目標（第三期中期目標：令和2年度～令和7年度）の変更について、令和6年10月2日に評価委員会に対して中期目標の変更案について意見を聴き、県議会の議決を経て、令和6年12月9日に大学へ変更を指示している。

3 中期計画の変更について

県から変更の指示を受けた大学は、法第26条により、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を変更し、設立団体の長の認可を受けなければならないとされている。

また、法第78条第4項に基づき、県は、大学の中期計画の変更について認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならないとされている。

このため、大学の中期計画の変更について意見を聴くものである。

<参考：地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）>

（中期目標）

第 25 条 設立団体の長は、3 年以上 5 年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

- 2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。
 - 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）
 - 二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - 三 業務運営の改善及び効率化に関する事項
 - 四 財務内容の改善に関する事項
 - 五 その他業務運営に関する重要事項
- 3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

（中期計画）

第 26 条 地方独立行政法人は、前条第 1 項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
 - 四 短期借入金の限度額
 - 四の二 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
 - 五 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
 - 六 剰余金の使途
 - 七 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項
- 3 設立団体の長は、第 1 項の認可をした中期計画が前条第 2 項第 2 号から第 5 号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。
- 4 地方独立行政法人は、第 1 項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

（中期目標等の特例）

第 78 条 公立大学法人に関する第 25 条第 1 項及び第 2 項の規定の適用については、同条第 1 項中「3 年以上 5 年以下の期間」とあるのは「6 年間」と、同条第 2 項第 1 号中「前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める」とあるのは「前項の」とする。

- 2 公立大学法人に係る中期目標においては、前項の規定により読み替えられた第 25 条第 2 項各号に掲げる事項のほか、教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項について定めるものとする。
- 3 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。
- 4 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期計画について、第 26 条第 1 項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 公立大学法人に関する第 26 条第 3 項の規定の適用については、同項中「事項」とあるのは、「事項及び第 78 条第 2 項に定める事項」とする。